

## 司法制度改革実施推進会議参与会第3回会議議事概要

1 日 時 平成17年11月25日(金)午後4時から午後6時10分

2 場 所 最高検察庁大会議室(20階)

3 出席者

(参与, 敬称略・50音順)

石井彦壽, 岩間陽子, 亀井時子, 土屋美明, 土井真一, 中川英彦, 長谷川裕子,  
馬場義宣

(法務省)

倉吉敬司法法制部長, 勝丸充啓官房審議官, 井上宏司法法制課長, 田辺泰弘司法法制  
部参事官, 丸山嘉代人事課付, 藤田正人司法法制部付

(内閣官房司法制度改革推進室)

本田守弘室長

4 議題

司法制度改革全般の取組状況に関する意見交換

5 配布資料

- (1) 経歴
- (2) 日本司法支援センター愛称・ロゴ
- (3) 裁判員制度の円滑な実施のための行動計画
- (4) 裁判員制度広報用ポスターデザイン(添付省略)
- (5) 法教育推進協議会開催要領
- (6) 司法制度改革審議会意見書・司法制度改革推進計画(抜粋)
- (7) 併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について
- (8) 法科大学院一覧
- (9) 平成17年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要
- (10) 新司法試験プレテスト(模擬試験)短答式試験の結果
- (11) 新司法試験プレテスト(模擬試験)論文式試験の結果及び総合評価
- (12) 新司法試験考査委員会議申合せ事項
- (13) 議論の取りまとめ(司法修習委員会)

6 議事概要

- (1) 司法制度改革実施推進会議の開催結果について

勝丸官房審議官から, 司法制度改革実施推進会議(第2回)の開催結果について説明がなされた。

- (2) 司法制度改革の取組状況について

倉吉司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況について説明がなされた。

(3) 意見交換

(長谷川参与) 一つ目は、司法制度改革審議会意見書(以下「審議会意見書」という。)で触れられている法曹養成に対する基本理念・方針をきちんと検討することが重要である。検証も審議会意見書に従って行う必要がある。二つ目は、司法制度改革については、常に利用者である国民の視点を忘れないということが重要なのではないか。三つ目は、審議会意見書に法科大学院の基本理念の記載があるが、法曹の質の問題をとらえるときには、常にここに戻って考える必要あるのではないか。審議会意見書の中で、21世紀の法律家の姿として「国民の社会生活上の医師」として国民の期待に応えなければならないと書かれている。法科大学院をつくる際に、質量ともに豊かな法曹を創造するため、国民の期待に応える法律専門家を養成する専門大学院をつくることを採用したのは、法曹養成の基本だったと思う。

しかし、今日法曹養成機関としての法科大学院が、その役割や国民の期待に十分応えるような体制になっていないのではないか。現在、法科大学院に対して色々な意見が出ている。例えば、多様な法曹養成をするということが当時言われていた。他学部や社会人などに法科大学院で学んでもらうということが当時の目的でもあったが、他学部などから法科大学院にいった学生から勉強が辛いとか、試験勉強で予備校のテキストを使用するか悩んでいるとか、いつも新司法試験の合格数のことばかり考えているなどの問題点が指摘されている。法科大学院はできたばかりであるが、これらの問題点について適切に対応していくことが必要ではないか。

また、法科大学院を修了した人たちがどういうところで活躍するかについて、裁判官、検察官、弁護士であったりするのだが、それ以外に企業の法務だったり、私どもの労働組合でも要請があるが、そういうことも視野に入れた法曹教育が必要なのではないか。私どものところでも法学の修士課程を卒業した者などは、法律専門家である弁護士と素人の橋渡しになったりしてプロジェクトを軌道にのせたり、重要な役割を担っているなど、専門教育を受けた人の働く場所というのは需要があるはずであるし、そのような場所は拡大されていくのではないか。従って、法科大学院が法曹養成をする教育機関として設置したときの目的・理念に、常に振り返りながら、法科大学院がどのような位置づけなのかということを検証していくことが必要ではないか。国民の期待に応える法曹養成をして欲しい。

法科大学院をつくるときの議論であったと思うが、今までのような一発勝負の司法試験で決めるのではなく、教育の中で判断力や創造力、法文能力、実務能力などを培っているということが当時確認された。このところは、今後とも確認して欲しい。

法科大学院と予備試験を併存させると聞いているが、司法制度改革の理念に戻って検証していただきたい。

(石井参与) 日本では、平成30年ころに法曹人口が5万人になることを目指して

いる。私個人としては、将来必要とされる法曹人口をもう少し実証的に検討すべきではないかと思っているが、法科大学院はこの目標で動き出しており、これを動かすことはできないと考えている。これを前提として、これからの日本において法曹のマーケットがどの程度あるのか問題である。企業内弁護士や官公庁への就職など弁護士市場の拡大の努力をしなければならない。法曹人口を増やし、あとは市場原理による淘汰によるという議論もあるが、淘汰されるような弁護士に依頼したクライアントのことを考えない暴論である。

従来は、司法研修所を卒業後、イソ弁として勤務し、弁護士倫理やスキルを身につけてた後に開業していた。いきなり開業するのは避けるべきであると言われていた。2007年には、登録する弁護士が一気に2,000人以上になるが、これだけの人数を既存の弁護士事務所がイソ弁として吸収できるか疑問である。出来ない場合には、最初から独立した弁護士の倫理面などでの教育をどのようにするのか問題となる。

改革審意見書では、法科大学院の卒業生の7～8割が司法試験に合格できるはずであった。しかし、法科大学院の開校状況を考えると、合格率は5割かそれ以下である。卒業生は、法務博士という学位は授与されるが、合格できない半数以上の学生についての働き場所を確保する必要がある。裁判所職員、検察庁職員、司法書士など学位を活かす仕事を考えてもいいのではないか。仕事をなげうって法科大学院に入った方もいるので、不幸にして合格できなかった方の行き先を考える必要がある。当初の理念と違い、あまりに多くの法科大学院を創設しすぎた。

また、法曹に多様な人材を確保するために法学未修者にも法科大学院に入ってもらっているが、既習者との入学した時点での差を3年で追いつかなければならない。ここをどうするのか問題である。我々教員も何とかしなければならないと思ひ苦労している。

#### (岩間参与)

資料の中に、「国民の社会生活上の医師」とあるが、利用者としてどういう法曹、どのような弁護士がいたら患者としてありがたいかという観点から法律問題を考えていくべきだと思うが、そのような語彙がまだ形成されていない。

入口の問題として、法律専門家へアクセスしたいと思ってもアクセスの仕方が分からない。広告の問題なのかもしれないし、法テラスが今後この問題にも取り組んでいくと思うが、透明性を確保して情報公開して欲しい。

また、中に入った場合、利用者と法曹がインフォームドコンセンスに当たる発想を共有することが必要である。セカンドオピニオンが得られるシステムを考えることも重要。依頼者の側からは、自分が望む解決方法が見つかるのかどうか、色々な角度から見るような可能性があればよい。また、法曹の側からもそのような方法ができるし望ましいということを示してあげることが重要である。

最後に、入口から出口までをプロセスとして見て、本当に使いやすい制度を作っていくためには、どのような専門的知識を有した法曹を作っていくか悩まなければならないのかを考えていって欲しい。

( 亀井参与 )

司法試験の方法について、新司法試験と予備試験が同列とは思わないが、図では対等の制度のようになってきていることに違和感がある。審議会意見書では、豊かな法曹を創造するという目的のために、法科大学院という教育方法をとったわけである。法科大学院で教育を受けた人の合格者を多くする。合格率も高くするのが自然ではないか。確かに法科大学院に行けなかった人を救済するという方法も必要だとは思いますが、新司法試験と予備試験を並立という形にはしない方がよい。

法曹人口について、審議会意見書では、法曹人口を徐々に増やして平成22年には合格者数3,000人とするとなっている。この審議会の意見を大事にしてもらいたい。日本では司法は大変弱い存在で、三権分立の中でも平等ではなかった。司法改革が始まって初めて「司法」という言葉が出てきている中で、尊重してもらいたい。

ただ、極端な増加は過当競争を生み、結局市民に損害を与えるのではないかとと思う。合格者が増えても検察官、裁判官が極端に増えることはないので、弁護士が増えることにしかない。現在、多様な業務へということが声高に言われているが、受け皿がそれほどない。法律家の需要が増えるような制度づくりをある程度していけない限り、変な弁護士が出てきたり、騙される市民が出てきてしまうのではないかと心配している。現在、総合法律支援法が出来て、司法アクセスができるのは大変ありがたい制度だ。日本司法支援センターで情報提供業務を行う中で、市民の需要を少しずつ掘り起こせるし、市民が司法に近づきやすくなるということを始めただけである。このような中で、検証しながら法曹人口を増やしていくことが望まれる。弁護士の意識改革も必要であるし、市民も司法へのアクセスの手法を身につけることが必要である。そういった色々な制度の中で法曹人口を徐々に増やしていただきたい。急激な数の合格者数が提示されている報道もされているが、違和感がある。まずは審議会意見書に書かれていることを最大の目標にしていきたい。

( 土屋参与 )

審議会意見書の理念を貫いていただきたい。

法科大学院の数については、10校、せいぜい20校が妥当ではないか。教員もいない。年間3,000人の法曹を生み出すのに、法科大学院は74校もある。いずれ自然淘汰されるに相違ないが、このような状態を招いた責任は政府にあり、責任は問われるべきだ。現在の学生のうち半分の方は法曹資格を取れないという異常な世界で、希望をもって法科大学院に入った若者たちが気の毒である。ここで、国がしっかりした手を打たないと、法科大学院は国民から見限られて、優秀な学生を集めることが困難になってしまう。法科大学院修了者の社会的処遇をしっかりと考えないと人が集まってこない。就職浪人を増加させてしまうと社会的な不安要因が増すことになる。専門教育を受けた人の活躍の場、受け皿を用意することが必要。これは政治としてできるのではないかと思う。例えば、活躍の場として、法テラスの相談員職員として採用する。地方の法科大学院では、地域の弁護士を育てようという理念でやっているところもあり、そういったところの修了

者は、法テラスの職員として採用してもいいのではないか。また、一定のパラリーガルの資格を与えるということでもいい。公務員の法律専門職種の中に一定の採用枠を設けるということもある。さらに、国家資格の優遇策の対象とすることや、民間の系列団体への採用を働きかけるなど、受け皿作りが大事である。

また、司法試験については、法科大学院での教育を反映したプロセス重視を徹底していただきたい。他学部出身者も合格できるような方向を強く出すべきだ。法律問題を解決できる能力があるかどうか为中心となる試験をやっていただきたい。人間性がみられる試験をお願いしたい。なお、法曹はもっと一般的教養を身につける必要がある。

合格者数については、政策的に増やしてもいいのではないか。せっかく法科大学院を作っただから、その仕組みを最大限に生かすような制度の運用をしなければならない。最初から合格者数を決めるのではなく、一定レベルであれば、大量に合格させてもいいと思う。審議会意見書で法曹人口を増やすという方向性が出たのだから、実現していただきたい。今必要なのは、法科大学院に夢を持たせ、優秀な人材をたくさん集めることである。

予備試験については、あまり太いラインにしてもらいたくない。基本的に法科大学院を通じて法曹を養成するというシステムを採用したのだから、これが生きるようにしてもらいたい。

法曹資格について、現在の何でもできるオールマイティな法曹は現実離れしている。現実の社会は複雑で、何でも対応していくのは不可能であり、専門化していかざるを得ない。法曹も見直しの必要がある。

#### (馬場参与)

私が教えている学習院大学の法科大学院の学生は、既習者50名、未習者15名である。教育の成果は上がっていると考えている。その一番の理由は、少人数教育である。

一番の悩みは、「厳格な成績評価と修了認定」であり、来年の3月にこれができるかというのが学内でも議論されている。

法科大学院が目指すもの、あるいは改革審が期待したものは、よりよい法曹を作るためのいい制度であると思う。そのためにこれがしっかり根付く、この制度が新しい、若い人、優秀な人を法曹の世界に取り入れることができるように発展していくことが望ましい。個人的には大学の法学部がなくなればいいと思う。法学部は中途半端であり、アメリカ型を望んでいる。大学4年間は法律とは違うことを学んできた方たちが集まって、法科大学院で3年間なら3年間しっかり学ぶという方向に、将来なってくればいいのではないかと思う。

法曹人口の増加については、既にルールは引かれているが、実際に学生を見ると、「厳格な評価」とも関連するが、全員が合格というわけにはいかない。合格者の数を増やすことも一方で大切であるが、試験なので厳しさがあってもいいと思う。過去の司法試験合格者数が500人だったところと比較して、現実問題として最近の合格者の質が落ちているのではないかという声も聞こえる。そういう意味では、試験は厳格に厳しくあっていいと思う。

また、8月に行われたプレテストについて、刑事系は難しすぎたと感じた。問題を作られている方が、既存の司法試験に引きずられている。問題を作る方が頭を切り換えて、法科大学院の教育を理解した上でないと、このような結果になってしまうと感じた。

(中川参与)

法曹教育の問題は多岐にわたる。

学生などと話をしている一番の問題となるのは合格率の問題である。それと、最終的に不合格となった方の行き先をどうするのかという問題がある。現行の司法試験の合格率と比較するとマシではないかという議論があるが、乱暴な議論である。現行の司法試験というのは、自己責任である。既に合格率が3%くらいと分かっており、いつでもやめられるし、経済的負担も小さい。ところが、新司法試験は、ある意味で国がワク組を作る。年限も決め、受験回数も決め、最終的に法科大学院を修了した者に法務博士という資格も与えるという、一種の保障を与えているワク組である。現行試験と新司法試験との制度を比較して、パーセンテージがどうこう言うのは乱暴である。合格率の問題は、結局何人くらい法曹を作るのが適切かという問題である。審議会意見書でも法曹人口の増加ということは常に言っているが、何故必要なのか、どこで活躍させるのかということについては、あまり述べていない。まず法曹人口を増やそう、そのために法科大学院という制度を作ろうという話が最初にでて、法曹人口増加と法科大学院ありきという話が出てきて、その各論で、その人口をどこで使うのかとか、法学部との関係などの議論がおざなりにされていたような感じがした。

法科大学院の教育内容について、各大学で違うと思うが、裁判官養成教育というか、フル規格の何でもできる弁護士、そういう法曹を養成するための教育という感じがする。司法試験の内容も、そのような教育が行われているので、そういう内容にならざるを得ないし、なっている。しかし、現実の社会は多様化している。弁護士といってもいろんな専門分野をもった弁護士がいるし、ますます要求されてる。職域についても、行政、地方自治体、医療などいろいろあると思う。そういう状況を考えると、ごく一部の人がやる裁判官教育がいいのか、あるいは、フル規格でない身近な社会で活躍できる専門知識を備えた法曹というものを、実践的な教育を受けた法曹があってもいいのではないか。そうすると法曹とは何なんだ。日本では法曹三者と言われているが、世界では例外である。ロイヤーという概念で柔らかくくる。その人たちが社会で活躍しているが、その方が自然な感じがする。その辺の議論をやらなければならない。

また、職域が問題である。これから大勢の弁護士さんが生まれて、その人たちがどういう職域で活躍されるのか。それがないと悪しき法曹が多く出てしまうので、職域に見合った法曹の数、試験もそれに合わせていかないと、理念ばかりでは駄目になる。日本弁護士連合会、最高裁判所、法務省、そして受け皿となるところとの間の緊密な話し合いをどんどんする必要がある。お互いの利益ばかり主張しているのみのような感じがする。一般の国民から見ると、もう少し話して欲しいという場面がたくさんある。法科大学院もその中に入らなければならない。

そういった大きいワケで、お互いの意見・知恵を出し合わなければならない。  
(土井座長)

法曹養成の在り方を議論する視点は、規制緩和の視点等様々な視点があるが、法曹養成の改革は、法の支配、あるいは法を支える人的基盤を確立するということを目的にしているわけで、あるべき法システム、司法制度像を明確にし、それに基づいた議論を行うことが大前提である。その上で、法律家はどのような役割を果たすべきなのか、法律家はどのような活動の在り方を求められているのか、それに対して法科大学院の教育がどのような形で関わっていくのかという視点で議論を進めていくのが王道である。これ以外にも様々な視点があるが、それだけで議論していくのは本筋ではないと思っている。議論の出発点は21世紀の司法の在り方を審議した審議会意見書であり、その中で述べられていること、すなわち国民の視点に立つということがやはり重要である。社会生活上の医師や、法の支配の担い手といった表現が出てくるが、「国民による国民のため司法」をどうやって確立するかという大問題が基礎にあって、法曹がプロフェッションとして、国民のエージェントとしてどうやって活躍していくのかを議論していかなければいけない。その意味で、利用者がどのような形で自らの利益、あるいは自らの視点を語っていくのかということが非常に大事である。自分たちの生活関係を築いていく上で、法を利用し、法律家の力を借りるんだという形に転換できるかどうかという問題だろう。その意味では、国民がどのようなニーズを持っているか、あるいは何を期待しているのかをきちんと議論していく必要がある。司法制度改革も実施段階になり、法科大学院も実際に動いており、新司法試験も目前に迫っているが、そういう段階になってくると、関係者ばかりの議論になってしまい、ユーザーの視点が落ちてしまう。ユーザー側を排除して生み出す側の議論ばかりをしていると、せっかく作った精緻なシステムが、使い勝手が悪いものになってしまい、結局、何のための改革なのか、誰のための法曹なのかという問題が出てくる。各参与ご指摘のとおり、法曹に対していったい何を期待するのか、どのような形で法曹が役割を果たしていくべきであるのか。従来の果たしてきた役割も重要であるが、それにとらわれずに、もっとどのようなニーズがあるのかということについて、積極的に各方面から意見を吸い上げていく必要がある。一方で法曹の質を維持すべきだという議論があり、他方で規制緩和だという議論があるが、法曹に対して何が期待されているのかという議論をしないままに進んでしまうと、単なる数合わせになり、何をやっているのか分からなくなってしまう。

(中川参与)

企業が職域になる期待が相当あるようだが、企業の中で法務部門を選任に取り扱っている人たちが6,500人ほどいる。中には、弁護士さんも舌を巻くような方もいらっしゃる。企業は、その人の持っている実力を評価するが、資格を評価するようなことはしない。全国で100名近くの外部の弁護士さんを企業法務で雇用しているが、雇用条件は一般社員と全く同じである。むしろ企業に取り入れてもらうという問題ではなくて、企業の中の法務部門で働いている6,500人をもっと活用できないかということを考えている。小さな企業の中で企業のた

めだけに仕事をしているのはもったいない。それをもっと広く社会に活用できる方法はないか考えている。

(土井座長)

法曹人口が増えていく場合に、旧来の裁判法務に関わる人たちという意味での狭義の法曹ではなく、企業法務もあり、行政・立法、色んなところに幅広く法律家として関与するように法曹のとらえ方を変えていけば、企業法務の方でも法科大学院教育を受けた人から優秀な人材が来てくれれば、積極的に採っていくという感触をお持ちでしょうか。

(中川参与)

企業はいつもコストを考えるので、司法試験に合格しなかった方でも、パラリーガルとして来て頂けるのであれば、当然マーケットは広がる。

法曹資格を持った方で優秀な方がいらっしゃれば、即戦力になるので、需給関係が合えば企業は採用する。そういう形でじわじわと増えていけば、将来的には6,500人の内の半分くらいは、そういう形になるのではないかなと感じている。

(土屋参与)

法曹の方が活躍している場として、日本は狭すぎる。国際会議などでは、法曹資格を持っている外国の方はいっぱいいるが、日本から行く政府関係者の中に法曹資格を持っている方はあまりいない。実力的にどれだけ違うのかというと大して違わないと思うが、そういう場で資格があるないで出来ること出来ないことに差が生じることがあり、非常に不利である。条約作りの場面などで感じる。もっと法律家として活躍できる場を政府の中で作る必要があるし、国際的な交渉の場で活用できるようにする必要がある。それは、専門性とリンクしている話であるので、法律家は専門性を強化していく方向が出来てくれればよい。また、行政機関の中で法曹資格を持った人が活躍できるような場が少なすぎる。立法作業の場面でも、もっと法律知識を活かすような場を設ける必要があるのではないか。国会議員の政策秘書という制度があるが、そういう国会議員の活動の裏付けになるような法律家の政策秘書がもっと必要なのではないか。国会だけでなく、地方議会においてもそうである。国民生活への密着度が非常に高いものが条例で規制される場面が増えているので、地方議会の議員、地方の行政組織にもっと法律家が入っていくべきだと思う。

(土井座長)

法科大学院の学生に地方自治体の職員だった方がいるが、話を聞くと、地方分権をするのはいいが、支える人材がない。今までは難しい問題は、各省庁に聞けば、すぐに通達がきて、そのとおりやればよかったが、今後、自分たちで解釈し、執行する場合、従前の人材育成システムでは地方はもたない。条例をつくるにも専門家がないと言っている。法律の原案を作る人の中にプロである法律専門家がない状態は健全なのかどうか。法律家をもう少し広くとらえていく場合に、どういう形で活躍してもらおうのが本当の意味でいいのか議論していく必要がある。

法律家の思考の問題であるが、どうしても客観的に正しい答えを導き出す思考に慣れすぎているというか、そういう教育をしすぎている面がある。自分が相談したときに、色んな選択肢が提示され、そのメリット、デメリットがきちんと説明されて、その説明を受ければ、自分自身で選択ができるようにするということが、これからのリーガルサービスとして非常に重要なものかもしれない。そういったニーズが出てきた場合、法科大学院の教育にどの程度の幅を持たせていくべきかということを考える必要があると思う。法曹三者の役割を考えて制度設計している部分がある。

現在の試験は、司法試験であり「法律家試験」ではない。現在の法曹三者の役割に特化して制度設計を行っている傾向が強い。合格率を上げてても不合格者は出る。そのときに教育や試験が狭義の司法に特化すればするほど、裁判官、弁護士になれなかった人をどう使うのかという議論になってしまう。これからは法律家の果たすべき役割を広くとって、様々な場面で法律家が活躍していくための教育・試験をどうすべきかという議論をすべきではないか。

(石井参与)

企業内弁護士については、一般の従業員とは違った性質がある。弁護士は独立性があるので、企業のコンプライアンスの問題や、経営者の意に反して正しい道と言う責任があるという意味では、これからコンプライアンスが重視される社会では必要である。

(中川参与)

企業の法務部長の責任は、クビをかけて社長を説得することである。そういう意味では、今一番企業のコンプライアンスを叫んでいるのではないか。

企業に限らないと思うが、どういう法曹を国民が発するかというと、「法律屋」ではない「法律家」だと思う。具体的には、代替案を示せ、リスクを取れる人だ。

(石井参与)

企業が事業展開するに際し、法的な問題点があるような場合、企業がある程度リスクを取ることを理解し、最近の新しい制度を理解している弁護士は、提案も可能だろう。

(中川参与)

分野分野で代替案を示せる弁護士を増やさなければならない。専門性が非常に大切になってくるし、実態を踏まえたアドバイスをしてくれるのが一番よい。そのためには、OJTということをもっと共感すべきだ。法科大学院における実務研修が本当にOJTになるのかどうか考えなければならない。

(土井座長)

司法制度改革等があって、法制度そのものが社会のニーズに応えるように動こうとしているが、今後、それを様々な領域で支える人たちが多く生まれてくるのが重要である。法科大学院教育を通じて学んでもらいたいのは知識だけでなく、法律家としての自負心・気概である。企業に入ろうとも、行政を活躍の舞台として選ぼうとも、裁判官や検察官あるいは狭義の弁護士としての業務をやっているわけではないが、自分は法律家であるという自負心・気概を持って、色々などこ

るで活躍してもらうことが重要である。法曹資格を持って企業，行政等で活躍してもらうと，企業，行政の間違いをクビをかけて止め，それでも無理なら辞めて，例えば弁護士としてそれを是正するように頑張る。法曹資格を有するということが，そういう自負心・気概を持つ上で重要なのではないか。そういったニーズを汲み上げて今の点を考えてみると，必ずしも合格者ワクを狭くして，不合格の人をどこで活躍させるのかという議論を採るよりは，もう少しこれからの法律家の役割を真剣に考えて，色んなニーズをユーザー側と話をし，見通しを立てながら，適正な法曹人口にしていき，法律家としての誇りを持って，活躍してもらうようにする方が受け入れ側としては受け入れやすいのではないか。この辺はしっかり議論していく必要があるのではないか。

ＯＪＴの問題については，法科大学院でやれること，ペーパー試験としての司法試験でやれること，研修でやれること，それぞれ限界がある。弁護士業務の在り方（執務形態）ともＯＪＣは関わってくる。

（亀井参与）

法科大学院に対してであるが，昔の研修所は裁判官教育に特化していた。今は少しずつ研修所の在り方も変わってきている。法科大学院では特化しない方がいい。そういった意味では幅広い人間教育が必要である。ただ，法科大学院のカリキュラムを見ると，かなり幅広いことをやっている。例えば，弁護士倫理を始め色々な人間教育をやっているのだから，それが望む在り方だと思う。現実には，裁判官になるのはほんのわずかな人たちなので，それに特化した教育よりも，もっと幅広い市民のために何ができるかというようなことを幅広く教育の中に入れてもらいたい。

企業法務について，日本の中小企業は８割方であるので，顧問弁護士をつけるなどするのは厳しい。そういう意味では企業の中に弁護士が入るというのは，数としてはそんなに多く望むべくもない。若い弁護士が何をやっているかということ，リーガルエイドの仕事，そしてリーガルエイドにも入らないもっと下の仕事を開拓している者がたくさんいる。また，１０年前には個人の自己破産について弁護士がやることは考えられなかったが，今東京では，ほぼ１００パーセントの割合で弁護士がついてやっている。弁護士の在り方というのはかなり様変わりしている。東京地裁の破産事件の３５パーセントが扶助事件で，弁護士も当然のこととしてやっている。また，東京では，国選弁護士も滞留するということはない。そういうことで弁護士が増えることはいいことだ。３，０００人が合格というのはいい目途である。地方では今の環境がいいということで，なかなか新しいものに手を出さないが。弁護士が増えればどこに出て行くかということ，市民の中に出て行く層が増えるなど思っている。そういう意味で色々な法科大学院のカリキュラムを見ると，企業法務を目指しているところと，人権教育が多いところと色々ある。企業法務だけでなく，人権教育もお願いしたい。

（土井座長）

企業の話も出たが，行政の中にどれだけ入れていくか。市町村の合併前の数字であるが，地方議会には，おおよそ７万人近い議員がいる。この７万人の議員

が様々な条例をつくったりしていた。しかし、もう少しプロである法律家が立法などの場面で活躍してもらってもいいのではないか。このようなことを考えると、審議会意見書には、「3,000人」が上限ではないと書いてあるが、この数字も決してむちゃな数字を言っているわけではないと思う。

(馬場参与)

司法修習に関しては、その期間が2年から1年半になり、将来は1年と短くなる。合格者数も何千人となるのであれば、もう修習は止めたほうがいいのではないか。従来の修習は実務教育に意義があった。裁判官、検察官、弁護士を希望する者が、いずれも裁判所、検察庁、弁護士事務所で、それぞれ4か月ずつであったが、一通り学ぶことができる良い制度だった。しかし、1年になり、各部署を2か月で駆け足で回り、人数も大勢いるとなると、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会も対応を考えてはいるようだが、そこに行かされた修習生は、傍観者になるおそれがある。逆に、従来法曹人口を増やしてこなかった理由としては、司法研修所の受入能力の点もあって増加してこなかったということもあるので、修習制度もこういう時代とともになくなっていくのかと思う。ただ、その結果として色々な問題が出てくる可能性があると思うが、基本的には、1年間の修習で、その最後に2回試験を行うような司法修習制度であれば、もう止めたほうがいいという意見にも一理あるように思う。

(石井参与)

1年間の修習をしないで、いきなり弁護士事務所を開業することは、医者で言うところのインターンをしないで開業するようになってしまわないかと思う。伝統のある司法研修所をなくすべきではない。もし、司法研修所をなくするのであれば、司法試験に受かった後、弁護士の技術と倫理面をインターンとして身につけるシステムを構築する必要があるがそれは可能であろうか。今までは、イソ弁でそういうシステムが出来ていたが、多分これからはそういうシステムは維持できない。

(土井座長)

OJTの問題、弁護士の執務形態、事務所の規模等全体を考えた上で検討していく必要がある。それは、法曹養成の在り方と密接不可分になるので、全体像を考えていく必要がある。法科大学院については、色々な意見があり、批判的な方もいることは承知しているが、実務家の関与を得たことは非常にいいことだ。

司法試験の問題についても、完成したものがすぐ出てくるわけではない。重要なのは、改善していくためのシステムを、自らの中にビルトインできれば、そのシステムは色々な問題が生じても生き延びるし、うまくやっていける。その意味で今回の改革は、大学も法曹三者も学生も、いかにしてこれをよりよいものにしていくかという話し合うシステムをビルトインしたし、それを持って社会に対しても色々働きかけをしたり、そのニーズを聞いていこうという視点を持たせたことが、今後法曹養成制度を長期的に見た上で、より良くしていくために非常に重要だと思う。細分化していくと、どうしても全体が見えないという問題があるので、今後、法務省、関係機関で色々ご検討いただくとと思うが、そういう視点を生かし

ていただければいいのではないか。

(以 上)